

平成30年7月2日

保護者の皆さまへ

大阪府立泉尾・大正白稜高等学校
校長 吉村 烈

警報等の発表に伴う休校等の措置について

この度の地震の発生を受け、平成30年6月19日付け「警報等の発表に伴う安全の確保について」により、休校等の措置をとるにあたっては、大雨警報を暴風警報と同等に扱うこと等についてお知らせしたところですが、平成30年6月25日の大阪府防災・危機管理司令部会議において、非常1号配備の解除に伴い、大阪府教育庁より措置解除の通知がありましたので、大雨警報による休校措置等の対応を解除いたします。

今回の対応については、地震発生後に大雨が予測される状況下で、全府立学校において同じ取扱いが実施されておりました。今後は、従来通り、以下の場合に臨時休業となります。

なお、本校敷地を囲っておりますブロック塀については、既に点検を終え、安全性が確保されていることを申し添えます。

記

大阪市に、暴風警報または特別警報が発令されている場合

1. 暴風警報または特別警報が
午前6時まで解除された場合、8時35分までに登校
→ 平常授業を実施
2. 暴風警報または特別警報が
午前6時の時点で解除されていないときは、原則として下記のとおりとします。
○8時まで解除された場合、10時40分までに登校
→3限目の授業から
○10時まで解除された場合、13時15分までに登校
→5限目の授業から
3. 暴風警報または特別警報が午前10時を超えて解除されない場合
→ 休校とします。

大阪市以外の市町村にのみ暴風警報または特別警報が発令された場合、当該市町村に居住している生徒は身の安全を第一優先とし、自宅待機させてください。